

令和2年度第3回南関町農業委員会会議録

令和2年6月9日（火）
午後1時45分開会
南の関うから館 大集会室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 4番 末 竹 信 雄 君
 - 5番 荒 木 茂 君
5. 議 事
 - 第11号議案 南関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - 第12号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第13号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第14号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第15号議案 非農地証明について
 - 第16号議案 農業委員会事務の実施状況等の公表について
6. そ の 他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。（10名）

会長 竹島 久利 君	副会長 釘崎 眞貴子 君
1番 片山 幸次 君	
3番 菅原 和義 君	4番 末竹 信雄 君
5番 荒木 茂 君	6番 西山 良輔 君
7番 片山 カツ子 君	8番 山本 精武 君
9番 大倉 公泰 君	

四、欠席委員は次のとおりである。（1名）

2番 橋本 勝 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（3名）

書 記 上 田 賢 君

農政係長 島 田 修 伍 君

書 記 美 奈 川 徹 君

令和2年度第3回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時45分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立ください。それでは、時間がまいりましたので、ただいまより令和2年度第3回農業委員会総会を開会いたします。着席。

○書記（上田 賢君） 本日、2番、橋本委員さんより欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は11名中、10名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○書記（上田 賢君） それでは農業委員憲章朗読を6番の西山委員さん、よろしくお願ひします。

○6番（西山 良輔君） （農業委員憲章は省略）

○書記（上田 賢君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 改めまして、こんにちは。いよいよ、田植え時期となりました。皆さん忙しいところ本日ご出席ありがとうございます。

最近ですね、コロナもだいぶ収束したと思いますけど、まだまだいろいろ被害も出ているところがございます。つきまして、先々月から農業委員会のほうとして今年何か荒廃地のことでちょっとやりたいということで計画を立てておりましたが、サツマイモか荒廃地を伐採をして、サツマイモか何かを作って小学校とか中学校あたりに配布しようかと思って計画をしておりましたが、まずコロナの災害でそれもちよっとどうかなということの話になりまして、結局最終的には、これは取りやめようということでそうすることになりまして、また稲刈りが終わりました頃に、荒廃地の伐採か何かを事業をやりたいと思います。それまでは事務局と相談をしながら計画を立てていきますので、そのときは皆さん方の委員さんの協力をよろしくお願ひしときます。

それでは、議事に入ります。よろしいですか。

○書記（上田 賢君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、竹島

会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として、4番、末竹委員、5番、荒木委員を指名をいたします。よろしく願いをいたします。

なお、前回に引き続きコロナ感染防止のため本会議の開催時間できる限り短縮ということですので、事務局に求める説明も必要最小限となります。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第11号議案、「南関農業振興地域整備計画の変更申請に伴う意見について」を議題といたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、南関農業振興地域整備計画の変更を行うため、同法施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、南関町長からの意見を求められたものでございます。

なお、本件の説明のため、経済課農政係から担当を2名が出席しております。

それでは、説明をお願いします。

経済課担当者をお願いします。

○農政係長（島田 修伍君） はい。経済課農政係の島田と申します。ご説明させていただきます。

お手元のほうにこのちょっと小さいんですけども、南関町管内図という図がつけました一連の資料をホッチキス止めで、皆様のお手元にお配りさせていただいております。今回、議長のほうよりご説明いただきましたとおり、南関農業振興地域整備計画書の変更に伴う意見のほうを農業委員会様のほうに出させていただきます。今回、皆様方にお諮りいただく案件につきまして説明させていただく前に、まずちょっと今回の前段となる農振法（農業振興地域制度の整備に関する法律）について若干ご説明をさせていただきます。

南関町先ほどから申し上げております南関農業振興地域整備計画書につきましては、皆様すでにご存知かと思っておりますけれども、昭和46年度に振興地域の指定を受

け、同年に策定されました。この整備計画書はですね、概ね5年ごとに見直しが義務付けられておまして、平成30年度に一旦全体見直しという形で完了しております。本来ならば本日お諮りする案件につきましても、その際にお諮りをさせていただくべき事案ではございましたが、全体見直しの際にですね、この案件につきまして、申請等があがっておりませんでしたので、今回個別見直しという形でお願いしたいところがございます。一応、資料のほうに入らせていただきますけれども、まず1枚目に管内図がございまして、大変見づらいかと思えますけれども、赤丸を付けさせていただいているところが、今回申請があがっている該当地がある辺りでございます。久重と相谷と四ツ原ですね。3カ所になってございます。

土地を一つずつ申し上げていきたいと思えます。まず、ページをめくっていただきまして、整備計画変更調書というところで、左端のほうに番号1というふうにふってあるのはご覧いただけるかと思えます。その中に事業の計画者、変更理由、変更しようとする土地の所在等につきましては、つらつらつらと書いてございます。コロナ関係の対策ということで短めにとということでございますので、概略をご説明させていただきますと、申請者の方はみやま市の〇〇〇様という方です。この方事業でミカンの改植事業に取り組まれるご予約でございます。該当地がですね、相谷字平原、地番のほうは〇〇〇ですね。面積が963㎡でございます。こちらのほう現在農振地に入っておりませんで、令和2年度の果樹経営支援対策事業に取り組まれるということで、今回農振地編入を申請になさいました。こちらのほうにつきましては、担当のほうで現場のほうを確認させていただきまして、実際今ミカンのほうも定植されておりまして、今定植されておられるミカンのほうを改植をなされたいということで伺っております。細かい図面のほうは航空写真とあとすでにいろいろ見られておられる集成図等見ていただけますと、緑、黄色、青等の部分の色付きをさせていただいている分が添付資料として付けさせていただいております。

続きまして、番号2のほうになります。こちらのほうも同じく果樹の改植、ミカンの改植事業に取り組むためということで申請をなされております。対象地区のほうは大宇四ツ原字小岱、地番のほうは〇〇〇。面積が1万2,233㎡でして、こちらのほうも担当のほうで現地を視察に行きましたところ現在も果樹ミカンのほうを栽培しておられました。こちらのほうも令和2年度果樹支援対策事業に取り組まれるということで、農振地編入申請をなされたところです。同じように航空写真と字図とかそういったのを付けさせていただいております。

3番目なんですけれども、こちらのほうは同じくミカン関係ではあるんですけれども、ミカンの果樹園へのマルチ被覆事業に取り組むためということで、先ほどから申し上げております2筆とは若干異なります。ミカンはミカンなんですけれども、

ミカン園地の下にマルチをするというところで、その事業に取り組みたいということです。該当地の大字が久重字清水谷、地番のほうが〇〇〇と〇〇〇と2筆ございます。それぞれ面積が5,702㎡と4,904㎡、トータル1万606㎡になってございます。こちらのほうの事業のほうは福岡県の事業でして、令和2年度の高収益事業ですね、マルチ被覆事業に取り組みたいということで申請をなさいました。こちらのほうも同じように航空写真と該当地の字図等を付けさせていただいております。

簡単ではございますけれども、一応現在個別見直し案件ということで3カ所、計4筆の農振地編入についてご協議をお願いしたいと思います。

以上、説明のほう終わらせていただきたいと思います。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。職員の説明が終わりました。

何か、ご意見ご質問ございませんか。何かございませんか。

はい、どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） 1番の方、今度借られるわけですけど、今まで土地の所有者は1番の方がしてあったんですかね。地元の人がミカンか何か作ってあったんですか。

○農政係長（島田 修伍君） この方が申請者の方のお父様がされておられて、お父様と縁戚関係があられる地元の方が土地の所有者でいらっしゃいます。土地の所有者様に同意を取られた上で、今回の編入申請のほうをなさっておられます。一応地権者の方からは同意書を取られておられて、うちの町のほうにもその同意書のほうをいただいているような状況でございます。

○9番（大倉 公泰君） 2番も同じですか。

○農政係長（島田 修伍君） 2番目、3番目の方はそれぞれ申請者ご本人様の所有地でございます。

○9番（大倉 公泰君） 何年か5年か4年ぐらいたってるんですか。ミカンは。

○農政係長（島田 修伍君） そうですね。結構大きくなってましたですね。四、五年は経ってるんだろうと思います。

○9番（大倉 公泰君） 四、五年前植えてあるなら、何も言われんけんですね。そるばってん、なし今頃。お年寄りになったから、おゆずりんなったと思ったら親戚ですたいね。

○農政係長（島田 修伍君） 昔からの何かていうようなふうに申請者の方仰っておられました。昔は一緒されてたみたいなことを仰ってました。

○9番（大倉 公泰君） わかりました。

○議長（竹島 久利君） わかりましたか。何か、ほかに。

○8番（山本 精武君） 山本ですけど、それで生産者の人は何歳ぐらいか。だいたい
歳わかります。若いんですか。高齢者。だいたいでよかですけど。

○農政係長（島田 修伍君） 1番の方は40代前後ですね。2番、3番の方はだいた
い60代前半ぐらいの方です。

○8番（山本 精武君） まだ若いですよ。わかりました。いいと思います。

○議長（竹島 久利君） 何か、ほかにご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第11号議案、南関農業振興地域整備計画の変更申請に伴う意見についてを原案
のとおり同意することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第11号議案、原案のとおり同意するこ
とに決定をいたします。

ここで、経済課農政係の職員は退出をお願いします。

（経済課農政係退出）

○議長（竹島 久利君） 続きまして、第12号議案、「農地法第3条第1項の規定に
よる許可申請」を議題といたします。内容は、贈与による所有権移転許可申請が2
筆、賃貸借権設定の許可申請が2筆、使用貸借権設定の許可申請が1筆となってお
ります。

本案について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いをいた
します。3番、菅原委員、お願いします。

○3番（菅原 和義君） 第12号議案、農地法第3条第1項、所有権移転許可申請の
1番、2番についてご説明します。

譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認を行
い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に
該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

もう1件が、第12号議案、農地法第3条第1項、使用貸借権設定許可申請の1
番についてご説明いたします。

貸借期間は5年間です。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、
農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協
議結果でございました。

ご審議方、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、現地調査の派遣で私の方から説明をいたします。

5月27日に現地調査を推進委員と調査をいたしました。第12号議案、農地法

第3条第1項の規定、賃借権設定許可申請の1番、2番についてを説明をいたします。

貸借期間は3年間です。現地確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

委員さんの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。

第12号の議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第12号議案、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第13号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題とします。案件は、1件の1筆でございます。

本案について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。1番、片山委員、お願いします。

○1番(片山 幸次君) はい。第13号議案、農地法第4条1項の規定による農地転用許可申請の1番についてご説明いたします。

転用目的は農業用倉庫です。申請地の農地区分は、公共投資がなされていない10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は農業用倉庫として80.2㎡、通路・その他として370.8㎡となっております。排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面……。

○副会長(釘崎 眞貴子君) すいません。片山委員、もう少し大きい声でお願いします。

○1番(片山 幸次君) はい。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。

なお、申請は農地法の許可を受ける前に転用事業が完了している無断転用の追認であることから、申請者より始末書が提出されております。

ご審議、よろしく申し上げます。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございます。委員の説明が終わりました。何か、ご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。8番委員、どうぞ。

○8番(山本 精武君) 8番の山本ですけど、これを見た感じでは建物が建っている

のかはっきりわからないけれども、この小さい白いのが建物ですか。

○書記（上田 賢君） すいません、白黒だと大変見にくいかと思えますけれども。

○議長（竹島 久利君） 白黒見えにくかけんですね、カラー刷り。

○8番（山本 精武君） 実際家が建ってるでしょ。倉庫が。何年ぐらい前。

○書記（上田 賢君） です。倉庫はすでに建築済み。もう多分30年とか40年前から建っているものです。

○8番（山本 精武君） そうでしたか。農業用倉庫で書いてありますね。

○書記（上田 賢君） トラクターとか。

○8番（山本 精武君） 格納庫。

○書記（上田 賢君） はい、入ってます。

○議長（竹島 久利君） 何かほかにございませんか。8番委員、よろしいですか。説明。

○8番（山本 精武君） それ以上はありません。

○7番（片山 カツ子君） いいですか。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○7番（片山 カツ子君） 7番の片山です。30年も経過してからということですよ。建って。新たに、どういうことだろうか。何かわからん。私、30年も経って。

○書記（上田 賢君） 一応、本人さんの方からここはきちんと整理したいということを確認しよったらというところで、地目がそのままだったけどげんすつとよかろうかという相談があったもので、なら今の状態農業用倉庫で使われておりますので、それをきちんと農業用倉庫として転用申請を行ってくださいというお話から今回申請に至られたというかたちになります。

○8番（山本 精武君） 書類の整理上。

○7番（片山 カツ子君） わかりました。

○議長（竹島 久利君） ほかに、何かほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようですので、採決をします。第13号議案について原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第13号議案、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第14号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題とします。案件は、2件の2筆でございます。

本件について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

1番、片山委員、お願いします。

○1番（片山 幸次君） 第14号議案、農地法第5条1項の規定による農地転用許可申請の1番についてご説明いたします。

転用目的は個人住宅の建設です。申請地の農地区分は、公共投資がされていない、10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は住宅の建設に145.21㎡、駐車場、通路、その他として373.79㎡となっております。排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果ではございました。

なお、この申請は、農地法の許可を受ける前に転用事業が完了している無断転用の追認であることから、申請者より始末書が提出されております。

ご審議、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（竹島 久利君） 4番、末竹委員お願いします。

○4番（末竹 信雄君） 第14号議案、農地法第5条1項の規定による農地転用許可申請の2番についてご説明いたします。

転用目的は個人住宅の建設です。申請地の農地区分は、公共投資がされていない、10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は住宅の建設に85.11㎡、駐車場、通路、その他として371.89㎡となっております。排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。

現地調査を行い検討しましたところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。

ご審議のほうよろしくお願いたします。

○議長（竹島 久利君） 委員の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので採決をいたします。第14号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第14号議案は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第15号議案「非農地証明について」を議題といたします。本件は、2件の3筆でございます。

事務局より内容の説明をお願いします。

○書記（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

今回の申請されている土地はですね、2件の3筆になっております。1番、2番についてはすみません航空写真だとちょっと分かりにくい、白黒だと分かりにくいかと思うんですけども、現地がもうすでに山林と化しているところになっております。こちらは竹林になっているところであって、現地は農地としての利用はできないようなところになっております。

3番目が以前農地法の3条のほうで申請があがっておったんですけども、現地の確認を5番委員さんで行った際に、こちらについても現に山林化しているので農地としての利用はできないだろうというところではございました。なので、今回改めて非農地証明という形で申請がされているところになります。

以上で、事務局の説明を終わらせていただきます。

現地については、今ちょっと航空写真のほうの図面をカラー刷りのやつを今回覧という形で見ていただいておりますので、そちらをご覧になった上でご意見をいただきたいと思っております。

ちなみに今7番委員さんのところにいる図面では、ちょっとご説明が遅くなりましたが、真ん中あたりの下のほうのところになります。ちょっと山に囲まれているのですでに色を塗っても分かりにくいような状態にはなっております。

○議長（竹島 久利君） 白黒じゃちょっとわからんですもんね。

○9番（大倉 公泰君） 3番なわからんばってん、1番、2番なまだもったいなかごたるなと思って。家の近くにあってなと思う。

○書記（上田 賢君） ただ現地はすでに竹林で農地としての利用は難しいです。機械もなかなか入りにくいところにあります。

○9番（大倉 公泰君） 道も行かれんだろうな。

○書記（上田 賢君） 管理をされていない里道というのは通られんごつなるけんですね。

○9番（大倉 公泰君） 行かれるなら利用価値はあつとばってん。

○議長（竹島 久利君） 来月からカラー刷りのほうを出します。今回は白黒は見えない。

○書記（上田 賢君） その辺は総会が終わったあとに説明をさせていただきます。

○8番（山本 精武君） 実際こういう所がたくさんある。

○議長（竹島 久利君） 本案について、何か、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので採決をいたします。第15号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第15号議案は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第16号議案「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○書記（上田 賢君） 事務局よりご説明を申し上げます。農業委員会事務の実施状況等の公表ということで、農業委員会等に関する法律の第37条でと、国のほうの農林水産省の課長通知に基づいて、毎年その年の農業委員会の活動の分を総会資料としてお配りしていたこういった形で、前の年の今年度で言うなら令和元年度分の活動の点検評価と、それと令和2年度分の活動計画をインターネットを通じて公表するようになっております。

内容といたしましては、現在の各農業委員会の管轄内の農業センサスに基づく農業者の戸数だとか認定農業者基本構想水準到達者、新規就農者等の担い手と言われる人たちの人数、また農地の面積や農業委員会の状況を公表することとなっております。

また、担い手への集積面積とか遊休農地の現在の面積の状況、それと解消をどれだけできたか。あと新規就農者の育成等々は目標と活動計画と達成している状況を公表することとなっております。

現在の状況については、お配りをしているところで、数字等々の細かいご説明はもう見ていただくところで確認をいただければと思うんですけども、今年度事務局のほうを、職員を一人非常勤というか会計年度任用職員ということで採用いたしております。これで、農業委員会の事務局としての活動はできるものだと思っております。

なので、今年度はまず認定農業者の方が実際に借りられている農地について利用権設定の推進、または中間管理機構の推進等々を皆さんと一緒に推進をさせていただければと思っております。また遊休農地の解消、こちらについてはなかなか中山間地で利用が困難な農地というのも多数ございますけれども、それに該当しないようなまだ利用の条件がある程度整っているような遊休農地の解消等々を農業者の方への斡旋等を通じて行っていければなというふうに考えております。

以上で、事務局からの説明と、今年の活動に向けての方針を終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） 事務局の説明終わりました。本案について、何か、ご意見、ご質問ございませんか。

○8番（山本 精武君） 結局これはホームページ、ネットに出てるわけ。閲覧しよう

と思えばできるわけがない。

○書記（上田 賢君） はい。今は各市町村のホームページのほうに掲載をしておったんですけれども、全国農業会議所のほうが農業会議の全国の組織のところなんですけど、そちらのほうが一括で全都道府県の全市町村の分が見えるようなところを開設されておりますので、そちらで公表する形になります。過去3年度分が見れるような形で。

○8番（山本 精武君） 3年度分。

○議長（竹島 久利君） ほかに何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第16号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第16号議案は、原案のとおり決定をいたします。それから委員の皆さんから今全体的にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（はいの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議長席を下りさせていただきます。ありがとうございました。

○書記（上田 賢君） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

これをもちまして第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時27分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人